

令和6年2月定例会

予算決算委員会資料(先議)

(総 務 部)

秋田市職員退職手当基金の新設について

1 経緯および設置理由

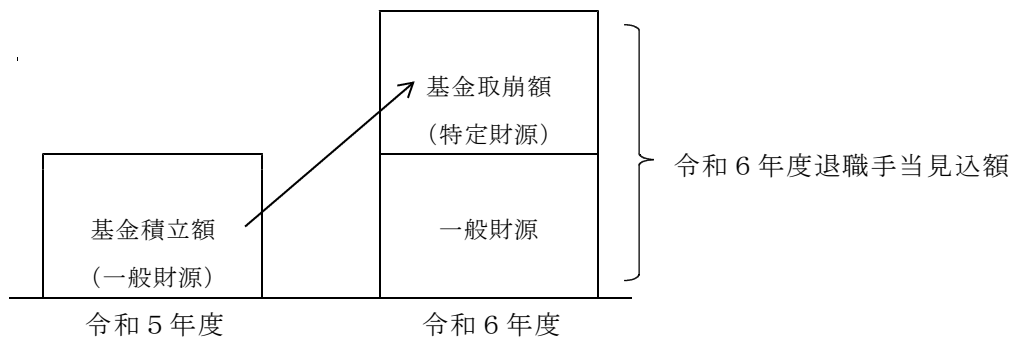
定年年齢の段階的な引上げ期間である令和5年度から令和13年度までの間、1年度おきに定年退職がない年度が生じることから、職員の退職手当に係る各年度の財政負担（一般財源）を平準化するため、基金を新設しようとするもの。

2 令和5年度積立額

令和6年度退職手当見込額※÷2

※ 令和6年度末に定年退職となる職員に対する退職手当の見込額

3 運用イメージ



※ 参考（定年の段階的引上げスケジュール）

年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度
定年年齢	60歳	61歳		62歳		63歳		64歳		65歳	
S37.4.2~ S38.4.1	60歳 定年退職	61歳~65歳 暫定再任用									
S38.4.2~ S39.4.1	59歳	60歳	61歳 定年退職	62歳~65歳 暫定再任用							
S39.4.2~ S40.4.1	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳 定年退職	63歳~65歳 暫定再任用					
S40.4.2~ S41.4.1	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳 定年退職	64歳~65歳 暫定再任用			
S41.4.2~ S42.4.1	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳 定年退職	65歳 暫定再任用	
S42.4.2~ S43.4.1	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳 定年退職

※ 令和5年度から、定年年齢が2年に1歳ずつ引き上げられるため、令和5年度、7年度、9年度、11年度、13年度は定年退職はない。